

青梅市議会議場会議システム改修業務委託仕様書

1 件名

青梅市議会議場会議システム改修業務委託

2 業務目的

経年劣化等により不具合が生じている議場のシステム関係機器を更新し、新たな機能等を追加した議場会議システムに改修を行うことで、円滑な議会運営と市民への情報発信の充実を図ることを目的とする。

3 本仕様書について

本仕様書は、青梅市（以下「本市」という。）が実施する本業務にかかるプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、必要最低限の機能的要件を示すものである。このため、本仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要な事項は、提案事業者が提案すること。

4 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 議場における操作卓、音響、撮影・映像配信・表示に関する機器の改修
- (2) 議場の傍聴席のモニター等にマイク音声をリアルタイムで字幕表示するシステムの導入
- (3) 議員出退表示システムの改修

5 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

6 スケジュール

- (1) 設置期間 令和6年9月定例議会終了後から令和6年11月15日まで。ただし、臨時議会が開催される場合は、別途協議とする。
- (2) 試行期間 令和6年11月18日から令和6年11月25日まで
- (3) 運用開始 令和6年11月下旬頃から（12月定例議会）
- (4) その他 議員出退表示システムは、(1)から(3)のスケジュールから除外するものとし、議員出退表示システムを改修するスケジュールについては、本市と協議の上、決定するものとする。

7 履行場所

青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市役所議会棟4階
青梅市議会議場ほか

8 基本要件

- (1) 議場会議システム（以下「システム」という。）の改修を行う。
- (2) システム制御PCおよび音声制御回線は冗長化され、障害発生時にも安定した議会運営が可能であること。
- (3) 制御システムはメンテナンス性・互換性を考慮し、Windows仕様のPCを使用するものとし、不意のアップデートによるトラブルを防げるよう設定すること。ただし、メーカーサポート期限のあるもの（Windows OS等）は、移行対応を無償で行え、切れ目のないサポートを受けられること。
- (4) システムのトラブル発生時には、迅速な対応が行えること。
- (5) マイクシステムおよびそのアプリケーション等、システムの根幹設備は、一貫したサポートと安定したサービスを可能とするため、国内メーカー製のものを優先すること。
- (6) システムの更新に当たって、不要となる既存機器等を適正に撤去および廃棄すること。
- (7) 機器等は、省電力、省スペースおよび容易にメンテナンスが可能であること。
- (8) システム等の運用（操作）は、専門知識がない者であっても、1人で簡単に操作できる機器およびシステム構成であること。
- (9) 周辺機器の収納は、既存のキャビネット等を優先して使用すること。ただし、新たに設置する機器の支障となる場合、新設することを妨げない。
- (10) 現在、議会映像配信を実施している事業者と協議の上、映像等が問題なく配信されるように設計、施工および調整を実施すること。
- (11) 既存機器の一部流用も認める。この場合、当該設備を「企画提案書」に図表等で明記すること。なお、流用した機器は、更新した機器と同程度の期間、継続したメンテナンスを受けられることとする。なお、一部流用を認める既存機器は、次の機器のみとする。

【議場】令和5年3月更新

1	制御用パソコン (2台)	OS:Windows10 IoT CPU:intel Core i5-9400 プロセッサー グラフィックス:NVIDIA Quadro P620 2GB メモリー:16.0GB(8.0GB×2) PC4-2666 DDR4 SDRAM HDD/SSD/RAID:500GB HDD シリアル ATA 600MB/s 対応 7200rpm ネットワーク機能:1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 対応ネットワーク機能
2	制御用パソコン 周辺機器 (各1台)	静音キーボード 静音マウス 制御用タッチパネル
3	その他	KVM:1台 USBハブ:1台 HDMI2分配器:1台 HDMI-DVI変換アダプタ:6台 USB-232C変換器:2台

(12)インターネット会議を行える設定とすること。

インターネット会議の際に、モニターに表示する映像の種類および表示方法等については、本市と協議の上、決定するものとする。

9 システム要件

システム要件は別記「システム要件」のとおりであるが、要件に記載がなくてもシステム構築に必要なソフトウェア・機器があれば提案して追加すること。

10 設置工事関係

(1) システム構築上必要な電気工事に関すること（配線ルート、敷設方法など）は、本市と協議の上実施すること。

(2) 電源の配線やLAN配線等を行う場合は、目立たないように考慮すること。

(3) 機器接続に要するケーブル、コネクタその他資材等および配線作業の費用も全て含むこと。

(4) 既存機器のうち不要となったものは、本市と協議の上適正に撤去および廃棄し、その費用も全て含むこと。（廃棄したことの証明書の提出を含む。）

11 保守

(1) 契約期間終了後の1年間の運用保守にかかる費用は契約金額に含め

ることとする。なお、1年間の運用保守の内容は、次のとおりとする。
ア 議場システムにかかる全ての機器、設備の動作確認および調整を行うこと。

イ アについては定例議会（2月、6月、9月、12月）、5月招集議会開会前に行うこととし、実施日は本市と協議の上、決定すること。また、臨時議会が開催される場合は、別途協議とする。

12 管理体制

- (1) 本業務に関し責任者を置き、当該責任者は、原則として契約締結から本格運用の開始まで同一人物とすること。
- (2) 主要メンバーを記載した体制図を作成し、提出すること。
- (3) 具体的なスケジュール等を記載した作業計画書を提出すること。

13 運用テスト

- (1) 第6項第2号に定める試行期間中に運用テストを実施するため、運用テスト開始までにテスト計画書を作成し、本市の承認を得ること。
- (2) テスト計画書にもとづく運用テストを実施し、テスト項目に記載される全項目が正常であることの検証を行い、テスト結果報告書を提出すること。

14 操作説明会の実施

試行期間中に事務局職員および青梅市議会議員向けに、操作説明会を行うこととし、その日程は本市が指示するものであること。

15 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。なお、紙媒体で各1部、電子データで一式を納品すること。

- (1) 完了届
- (2) 打合せ記録簿
- (3) システム系統図
- (4) 配線図
- (5) 施工図
- (6) 納入仕様書
- (7) 保証書
- (8) 操作説明書

(9) その他本市から指示する書類

16 支払時期

支払いは、提出書類が全て納品された後に発注者が検査を実施し、その検査に合格した場合に、受注者の請求にもとづき一括して支払うものとする。

17 その他

- (1) 本業務の一部を第三者に委託または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。
- (2) 業務に当たり、建造物、既存機器その他の物件に損害を与えた場合は、発注者に報告するとともに、受注者の負担において、速やかに原状復旧すること。
- (3) 改修後の初回となる本会議においては、システム操作に精通した者が終日立ち会うこと。ただし、発注者が不要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 契約期間終了後であっても、システム機器の操作、保守、修理等の技術相談を随時受け入れられる体制をとること。
- (5) 各機器の保証は、契約期間終了後最低1年とすること。
- (6) 上記期間中に機器等に障害が発生し、発注者から受注者に修理およびサポートの要請があった場合には、早急に復旧できるように、依頼当日に一次訪問できる体制をとること。この場合、再発防止策を講じるとともに、障害の原因および対処内容を記載した報告書を提出すること。なお、これに要した費用については、受注者の負担とする。(明らかに発注者側の過失等により生じたと認められる障害を除く。)
- (7) 契約締結後、納入物品の単価明細を提出すること。なお、単価については、定価(希望価格)と納入価格を明記すること。
- (8) 本仕様書に明示されていない事項または仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決するものとする。